

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

国民年金保険料の納付猶予等の制度

日本国内に住所がある20～59歳の方は、国籍を問わず国民年金の被保険者として、国民年金保険料の納付が義務付けられています。

学生で本人の前年の所得が一定額以下の場合には、申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。4年度に学生納付特例で猶予が承認された方は、4月上旬に日本年金機構から申請書（はがき）が送付されます。必要事項を記入の上、返送してください。

また、49歳以下の方で本人および配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請により国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった方に向けた「臨時特例」による免除等の措置を設けています。詳細は、お問い合わせください。

これらの申請を行わずに国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る年金額が少なくなるほか、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。

☎杉並年金事務所 ☎3312-1511、国保年金課国民年金係

健康・福祉

保健福祉サービス苦情調整委員制度

保健福祉サービスについて、本人・配偶者・親族等が苦情を申し立てることができます（1年以上過去の出来事、裁判で係争中または判決等のあった事項、議会に請願・陳情を行っている事項、医療行為に関する事項を除く）。

同委員と面談の上、「苦情申立書」を提出してくだ

掲載の催し等の中止について

新型コロナウイルスの感染状況によって、本紙掲載の催し等の中止が決定した場合には、区ホームページでお知らせします。またはお問い合わせ先へご確認ください。



さい。

◆苦情調整委員相談

相談は、3名の委員が交替で行います。

☎3～6月の相談日（月3回）＝3月1日(水)・7日(火)・16日(木)、4月4日(火)・13日(木)・19日(水)、5月9日(火)・18日(木)・23日(火)、6月6日(火)・15日(木)・21日(水)▶受け付け＝午後1時30分～3時 ☎保健福祉部管理課（区役所西棟10階）☎☎電話または直接、同課保健福祉支援担当 ☎1人1時間

採用情報 ※応募書類は返却しません。

区以外の求人

地域包括支援センター（ケア24）荻窪非常勤職員

☎介護予防ケアマネジメント▶勤務日時＝週4・5日程度。月～金曜日の午前9時～午後5時▶勤務場所＝ケア24荻窪（荻窪5-20-1杉並保健所内）▶資格＝介護支援専門員・主任介護支援専門員のいずれかの資格を有する方▶募集人数＝各1名▶報酬＝時給1500円▶その他＝社会保険加入。交通費支給 ☎履歴書に職務経歴書・資格証の写しを添えて、杉並区医師会・難波（〒166-0004阿佐谷南3-48-8）へ郵送・持参（要事前連絡）☎難波 ☎3392-4114 ☎書類選考合格者には面接を実施。勤務開始時期は応相談



募集します

杉並障害者福祉会館

◆「通所生活リハビリ事業」利用者

心身に障害のある中途障害者が受傷・発症後の生

活管理や社会参加を主体的に行うことを支援する、「通所生活リハビリ事業」を実施しています。一人一人の目標やニーズを確認しながら、生活能力の向上を図り、課題の発見や生活の再構築に向けたアプローチを行います。

☎火～木曜日、午前10時～午後3時 ☎期間＝利用開始日より1年間 ☎区内在住の18～64歳で心身に中途障害があり、医師が利用の必要を認めており、介助なしでの利用が可能な方



◆地域活動支援センター「ふれあい広場」利用者

「ふれあい広場」では、障害のある方の日中活動の場として、創作活動・社会との交流の機会を提供し、日常生活が充実するよう支援しています。

☎火～金曜日、午前10時～午後3時（週2日まで）☎区内在住の18～64歳で心身に障害があり、介護認定を受けておらず、介助なしでの利用が可能な方 ☎各90円（住民税非課税の方は無料）

…… いずれも ……

☎杉並障害者福祉会館（高井戸東4-10-5）☎各10名程度 ☎☎電話で、障害者生活支援課地域生活支援担当 ☎3332-1817 ☎利用申し込み前に活動体験あり

審議会等のお知らせ

都市計画審議会

☎3月17日(金)午前10時～正午 ☎区役所第3・4委員会室（中棟5階）☎杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）の改定、杉並区住宅マスタープランの改定（案）について ☎都市整備部管理課庶務係

各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎月・金曜日、午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎3月7日(火)、4月4日(火)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎☎図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎3月8日(水)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎☎図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎区市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	☎3月9日(木)午後1時30分～4時30分 ☎区役所1階ロビー ☎区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 ☎3組（申込順）	☎杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書（区ホームページから取り出せます）を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ☎同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課空家対策係
行政相談★	☎3月10日(金)午後1時～4時 ☎区政相談課（区役所東棟1階）☎国の仕事等（年金・福祉・道路など）の苦情・相談	☎区政相談課
書類と手続き・社会保険に関する相談会★	☎3月10日(金)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎☎関係資料がある場合は持参	☎東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部 ☎6908-8046、区政相談課
悪質商法被害防止特別相談「若者のトラブル110番」★	☎3月13日(月)・14日(火) ☎☎電話相談＝区消費者センター ☎3398-3121（午前9時～午後4時）、都消費生活総合センター ☎3235-1155（午前9時～午後5時）▶来所＝区消費者センター（天沼3-19-16ウェルファーム杉並内（午前9時～午後4時））☎区内在住で契約当事者が29歳以下の方 ☎☎特別相談以外にも随時受け付け	☎区消費者センター ☎3398-3141
専門家による空家等総合無料相談	☎3月16日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 ☎住宅課相談室（区役所西棟5階）☎区内の空き家等の所有者等（親族・代理人を含む）☎各1組（申込順）☎1組45分	☎☎電話で、住宅課空家対策係。または申込書（区ホームページから取り出せます）を、同係 ☎5307-0689へ郵送・ファクス/☎申込期限＝3月14日 ☎☎同係
不動産に関する無料相談	☎3月16日(木)午後1時30分～4時30分 ☎区役所1階ロビー	☎☎電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並支部 ☎3311-4937（午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く））☎☎同支部、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	☎3月18日(土)午後1時～4時 ☎相談室（区役所西棟2階）☎12名（申込順）☎1人30分	☎☎電話で、専門相談予約専用 ☎5307-0617（午前8時30分～午後5時）。または直接、区政相談課（区役所東棟1階）/☎☎申込期間＝3月13日～17日 ☎☎同課

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ☎日時 場場所 ☎内容 ☎講師 ☎対象 ☎定員 ☎参加費（記載のないものは無料）☎☎申し込み（記載のないものは直接会場へ）☎☎問い合わせ ☎☎その他 ☎☎Eメールアドレス ☎☎HPホームページアドレス

ご協力をお願いします

2023年トルコ・シリア地震救援金

◆日本赤十字社での受け付け

【受付期間】 5月31日まで

【入金方法】 「ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号00110-2-5606 口座加入者名 日本赤十字社」へ振り込み（通信欄に「2023年トルコ・シリア地震救援金」と記入）

※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。窓口での取り扱いの場合、振替手数料はかかりません。

◆区役所にも義援金箱を設置します

【設置期間】 5月31日まで

【設置場所】 保健福祉部管理課地域福祉推進担当（区役所西棟10階）、区役所1階ロビー／休業日を除く

☎保健福祉部管理課地域福祉推進担当

東京おこめ クーポン事業

都は、物価高の影響を受けやすい4年度住民税非課税世帯の生活を支援するため、国産の米や野菜などの食料品と引き換え可能なクーポンを4月末までに対象世帯に配布し、申し込みのあった世帯へ食料品を支給します。

☎専用はがき・専用ホームページ（都から配布するクーポンに同封）から申し込み ☎東京おこめクーポン事業コールセンター☎5249-3553、都福祉保健局生活福祉部計画課☎5320-4067



マイナポータルを活用してできる 区役所の申請手続きを拡大しました

2月6日から、マイナポータルを活用した電子申請の手続きを拡大しました。

スマートフォンやパソコンからマイナポータルにアクセスし、「引越しワンストップサービス」(※1)や「ぴったりサービス」(※2)の電子申請による手続きを行うことができます。

電子申請を行う際には、一部の手続きを除き、マイナンバーカード（個人番号カード）と公的個人認証サービスに対応するスマートフォンまたはICカードリーダライタを接続したパソコンが必要です。

※1. 転出届と転入（転居）予定連絡をオンライン上で同時に申請することができるサービス。

※2. 子育てや介護関係等の申請や届け出を地域別に検索し、オンライン上で申請することができるサービス。

◆拡大により利用できる手続きの例

転出届、児童手当・特例給付認定請求書、教育・保育給付認定の申請、介護保険負担割合証の再交付申請、り災証明書の発行申請 等

問い合わせ

手続きについて=区民課、子ども家庭部管理課、保育課、介護保険課、地域課
マイナポータル等について=情報管理課番号制度・情報セキュリティ担当、マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178

詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



手続きをお忘れなく

「ふれあい入浴カード」の更新

「ふれあい入浴」とは、区内在住の65歳以上の方を対象に、下記の公衆浴場を週1回100円で利用できるサービスです。

4年度の「ふれあい入浴カード」をお持ちの方は、5年度のカードと交換するため下記の実施浴場で更新手続きをお願いします。また、新規で発行を希望する方や紛失した方は、健康保険証等を実施浴場へ持参してください。



ふれあい入浴実施浴場

弁天湯（高円寺南3-25-1☎3312-0449）／香藤湯（高円寺南5-1-7☎3316-4514）／なみのゆ（高円寺北3-29-2☎3337-1861）／小杉湯（高円寺北3-32-2☎3337-6198）／玉の湯（阿佐谷北1-13-7☎3338-7860）／阿佐ヶ谷温泉 天徳泉（阿佐谷北2-22-1☎3338-6018）／杉並湯（梅里1-13-7☎3312-1221）／ゆ家とごころ吉の湯（成田東1-14-7☎3315-1766）／桜湯（和田3-11-9☎3381-8461）／第二宝湯（本天沼2-7-13☎3390-8623）／文化湯（西荻北4-3-10☎3390-1051）／天狗湯（西荻南1-21-4☎3333-9461）／Gokurakuya（上荻2-40-14☎3390-6764）／湯の楽代田橋（和泉1-1-4☎3321-4938）／大黒湯（和泉1-34-2☎3328-2137）／大和湯（和泉1-71-18☎3381-3452〈3月現在休業中〉）

☎高齢者施策課いきがい活動支援係

高井戸子ども家庭 支援センターの開設

子どもやその保護者等が身近な地域で相談しやすい環境を整えるため、区内3地域に地域型の子ども家庭支援センターを段階的に整備してきました。平成31年の高円寺地域、令和4年の荻窪地域の開設に続き、地域型で3カ所目となる「高井戸子ども家庭支援センター」を4月1日に開設します。

開館時間

月～土曜日の午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

住所

浜田山4-18-31

主な事業

子育てに関する相談・支援、児童虐待に関する相談

所管地域

高井戸保健センターの所管地域

電話・ファクス

☎5913-9501 ☎5913-9502

☎子ども家庭部管理課事業係☎5929-1902



※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
※申込期限に（消印有効）の記載がない場合は必着です。
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

引っ越しの手続きはお近くの区民事務所をご利用ください

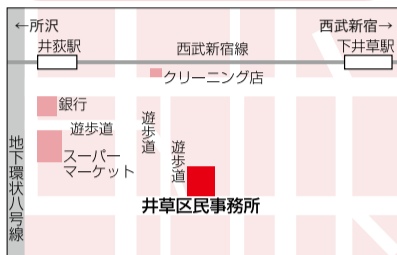


3・4月は、区役所本庁舎の窓口が大変混み合い、受け付けまでに2時間以上お待たせする場合があります。混雑を避けるため、できるだけお近くの区民事務所をご利用ください。

—問い合わせは、区民課区民係、各区民事務所へ。

●各区民事務所・区役所

井草区民事務所



下井草4-30-2
☎3394-0461

荻窪区民事務所



上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階
☎3392-8846

西荻区民事務所



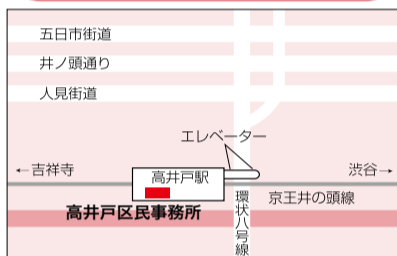
西荻南3-5-23
☎5344-3030

高円寺区民事務所



松ノ木3-3-4地域包括支援センター
ケア24松ノ木2階☎3317-6560

高井戸区民事務所



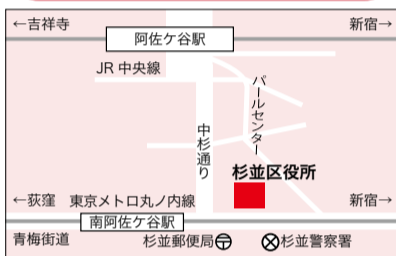
高井戸西2-1-26京王リトナード高井戸2階☎3333-5395

永福和泉区民事務所



和泉3-8-18永福和泉地域区民センター3階☎5300-9310

区役所(区民課区民係)



阿佐谷南1-15-1
☎3312-2111 (代表)

お近くの区民事務所をご利用ください



区民事務所、区民課区民係の受付時間

	区民事務所	区民課区民係 (区役所東棟1階)
月～金曜日	午前8時30分～午後5時 (水曜日は7時まで)	午前8時30分～午後5時
第1・3・5土曜日	閉庁	午前9時～午後5時
第2・4土曜日	午前9時～午後5時	閉庁

※いずれも日曜日、祝日(土曜日と重なった場合を含む)は休業。

●本人確認ができる書類の提示が必要です●

届け出や手続きの際は、届け出にきた方の運転免許証など、本人確認できる書類の提示が必要です。

また、転入・転居の届け出にはマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちください。新住所の記載を行います。

CHECK!

窓口混雑予想カレンダーをご確認ください

区民事務所、区民課区民係の窓口混雑予想カレンダーを区ホームページ(右2次元コード)で公開しています。

- 月・金・土曜日と毎日午前11時～午後2時は特に混雑しています。
- 火～木曜日の午前中は比較的空いています。
- 土曜日は取り扱いできない事務があります。事前にご確認ください。
- 戸籍謄抄本は区民事務所でも取得できます。



CHECK!

区役所1階区民課窓口の混雑状況をリアルタイムでお知らせしています

混雑状況や発行書類の完成状況を「受付・交付窓口情報案内」(右2次元コード)からご覧になれます。



住民基本台帳の届け出

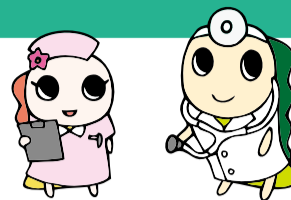
届け出の種類・期間	必要なもの	
転入届 (新たに区内に住所を変更した場合) ⇒新しい住所に住み始めてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●前住所地の区市町村長が発行した転出証明書または転出届の処理がされたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、国外から転入する方は転入する方全員のパスポートおよび帰国日の分かる書類(パスポートの入国スタンプや航空機の手帳など) ●中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書(世帯全員分) (※) 	
転居届 (区内で住所を変更した場合) ⇒新しい住所に住み始めてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、杉並区発行の保険証や医療証等(該当者のみ) ●中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書(世帯全員分) (※) 	
転出届 (区外に住所を変更する場合) ⇒転出日の前後14日以内	杉並区発行の保険証や医療証等(該当者のみ)	
世帯変更届 (世帯や世帯主に変更があった場合) ⇒変更があってから14日以内		
外国人住民のみ(※)	住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届け出 ⇒中長期在留者等となつてから14日以内	中長期在留者は在留カード、特別永住者は特別永住者証明書(該当する方全員分)
	外国人住民の世帯主との続柄の変更の届け出 ⇒変更があってから14日以内	世帯主との続柄を証明する公的な文書とその日本語訳文

※届け出の内容により、外国人住民の方の「世帯主との続柄を証明する公的な文書」が必要になる場合があります。



予防接種はお済みですか？

3月1日～7日は子ども予防接種週間です



以下対象年齢を参考に、母子健康手帳で接種履歴をご確認ください。

子どもの健康を守るため、また、他者への感染を防ぐためにも、予防接種を受けましょう。

—— 問い合わせは、杉並保健所保健予防課保健予防係 ☎3391-1025へ。

◆定期予防接種（自己負担なし）

種類	回数	対象年齢等（法律で定められた期間）
ロタウイルスワクチン（1価）	2回	出生6週0日後～24週0日後（初回接種推奨は出生14週6日後まで）
ロタウイルスワクチン（5価）	3回	出生6週0日後～32週0日後（初回接種推奨は出生14週6日後まで）
B型肝炎ワクチン	3回	1歳になるまで
Hib（ヒブ）ワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチン	4回	生後2カ月～5歳になるまで ※接種開始月齢によって接種回数異なります。
DPT-IPVワクチン（4種混合/ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	4回	生後3カ月～7歳6カ月になるまで ※DPT-IPV（4種混合）は、4月以降、生後2カ月から接種可（予定）。
BCG（結核）ワクチン	1回	1歳になるまで
MRワクチン（麻しん・風しん混合）	第1期	各1回 生後12カ月～2歳になるまで 小学校就学前1年間 （4年度の対象者は平成28年4月2日～29年4月1日生まれ〈令和5年3月31日まで接種可〉）
	第2期	
水痘（水ぼうそう）ワクチン	2回	生後12カ月～3歳になるまで
日本脳炎ワクチン	第1期	3回 生後6カ月～7歳6カ月になるまで （平成7年4月2日～19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで接種可）
	第2期	
DTワクチン（2種混合/ジフテリア・破傷風）	1回	11～13歳になるまで
HPV（ヒトパピローマウイルス）感染症予防ワクチン	3回	小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子 （平成9年4月2日～19年4月1日生まれの方は、令和7年3月31日まで接種可） ※対象者のうち、5年度中学1・3年生、高校1年生で接種を受けていない方には、3月末に予診票を郵送します。

◆任意予防接種

種類	回数	助成額	対象年齢
おたふくかぜワクチン（※）	1回	4000円	1歳～小学校就学前

※費用助成の受けられる「予診票」は契約医療機関（区ホームページ参照）にあります。医療機関が定める料金から、区の助成額を差し引いた金額をお支払いください。

民営化宿泊施設（富士学園および弓ヶ浜クラブ）の在り方について最終方針が決まりました

区は、「杉並区区政経営改革推進計画」に基づき、富士学園および弓ヶ浜クラブの在り方について検討を進め、このたび、最終方針を決定しました。決定に先立ち、アンケートを実施したところ、多くのご回答を頂き、ありがとうございました。

検討経過やアンケート結果、頂いたご意見に対する区の考え方などを記載した最終報告書は、区ホームページ（右2次元コード）でご覧になれます。また、企画課（区役所東棟4階）で3月31日まで閲覧できます。



最終方針

民営化宿泊施設（富士学園および弓ヶ浜クラブ）の廃止

富士学園を4年度末に、弓ヶ浜クラブを5年度末に廃止します。

財産の有効活用策の検討

廃止後の建物およびその敷地については、アンケートにお寄せいただいたご意見も参考に、地元自治体（山梨県忍野村、静岡県南伊豆町）の意向を確認した上で、地域特性を生かした活用策を検討します。

山梨県忍野村、静岡県南伊豆町との自治体間交流

今後も、観光物産展や写真展の開催、イベント等での交流・情報発信を行います。また、引き続き、区民と地元との交流を促進していきます。

移動教室の実施方法

小学5年生の移動教室事業は、4年度末で富士学園の利用を終了し、今後は、富士五湖周辺の民間宿泊施設を利用して実施します。また、小学6年生の移動教室事業は、5年度末で弓ヶ浜クラブの利用を終了し、児童数の少ない一部の学校を除き、6～8年度は長野県白樺湖周辺で実施します。いずれも各校の特色に応じた教育活動を行い、充実を図っていきます。なお、移動教室事業の経費は、これまでと同様、宿泊費・バス代等を公費で負担します。

区民への保養機会の提供

今後は、他の民営化宿泊施設であるコニファーいわびつや湯の里「杉菜」（協定旅館）のほか、福島県北塩原村との「まるごと保養地協定」・東京都青梅市との

「交流に関する協定」施設をご案内します。今後の区民の皆さんへの保養機会の提供の在り方については、5年度に検討し方針を決定します。

施設の概要

富士学園は昭和39年に、弓ヶ浜クラブは昭和55年に、区立小学校の移動教室の施設として開設しました。移動教室で使用していない時期は、リフレッシュや余暇の場として、区民の皆さんにご利用いただきました。



▲富士学園
（山梨県南都留郡忍野村忍草2997）



▲弓ヶ浜クラブ
（静岡県賀茂郡南伊豆町湊781）

☎民営化宿泊施設の在り方について=企画課 ▶民営化宿泊施設および協定旅館の利用について=区民生活部管理課庶務係 ▶自治体間交流および北塩原村・青梅市との協定について=文化・交流課 ▶移動教室について=学務課学事係

広告

3歳から大人まで
体験レッスン受付中

ホームページから
お申し込みください



アテールバレエスタジオ



杉並区高円寺北2-6-2高円寺センタービル4F
Tel03-5356-5880

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。